

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則

(医療人材対策室)

一

規 則

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第五十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療施設)

第二条 条例第二条第一項の規則で定める医療施設は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第五号に掲げる一般病床の病床数が二百床以上のものとする。

(特定地域)

第三条 条例第三条第一号の規則で定める特定の地域は、白石市、角田市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町及び同郡美里町とする。

(貸付金額)

第四条 条例第四条第一項の規則で定める修学資金の貸付金額は、月額五万円とする。
(貸付けの申請)

第五条 条例第五条に規定する申請書は、特定地域看護師確保対策修学資金貸付申請書（様式第一号）とする。

2 前項の申請書には、条例第二条第二項に規定する養成施設の長の推薦書（様式第二号）を添えなければならぬ。

(保証人)

第六条 条例第六条第一項に規定する保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還の責めを負うことができ資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一名は原則として、その者の法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第三号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定通知)

第七条 条例第七条の規定による通知は、特定地域看護師確保対策修学資金貸付決定通知書（様式第四号）又は特定地域看護師確保対策修学資金貸付不承認決定通知書（様式第五号）によるものとする。

(契約の締結)

第八条 条例第七条の規定により貸付けの決定を受けた者が修学資金の交付を受けるには、知事と特定地域看護師確保対策修学資金貸付契約を締結しなければならない。

(修学資金の交付)

第九条 四月から九月までの修学に係る修学資金については六月に、十月から三月までの修学に係る修学資金については十月に交付する。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(償還明細書)

第十条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、又は条例第八条第二項の規定により貸付けを停止された日から起算して十日以内に保証人が連署した特定地域看護師確保対策修学資金償還明細書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定地域看護師確保対策修学資金償還明細書を提出した者は、当該特定地域看護師確保対策修学資金償還明細書の内容を変更しようとするときは、特定地域看護師確保対策修学資金償還方法変更承認申請書（様式第七号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還期間)

第十一条 条例第九条の規則で定める期間は、養成施設を卒業し、又は条例第八条第二項の規定により貸付けを停止された日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第八

条第一項の規定により修学資金を貸し付けられなかった期間を除く。)に相当する期間とする。

2 前項に規定する修学資金の貸付けを受けた期間は、第九条の規定により交付された修学資金に係る修学期間(当該交付に係る年度前に修学資金を交付されている場合は、当該修学資金に係る修学期間を含む。)とする。

(償還の方法)

第十二条 修学資金は、貸付けを受けた合計額について一括して償還するものとする。

(償還猶予の申請)

第十三条 条例第十条の規定に基づき修学資金の償還の猶予を受けようとする者は、特定地域看護師確保対策修学資金償還猶予申請書(様式第八号)に条例第十条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(償還免除の申請)

第十四条 条例第十一条の規定に基づき修学資金の償還の免除を受けようとする者は、特定地域看護師確保対策修学資金償還免除申請書(様式第九号)に同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は同条第二項に規定する事項に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(業務従事期間の計算)

第十五条 条例第十一条第一項第一号に規定する業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

(届出)

第十六条 修学資金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 休学し、復学し、又は退学したとき。
- 二 停学その他処分を受けたとき。
- 三 住所又は氏名に変更があったとき。
- 四 保証人が住所又は氏名を変更したとき。

2 保証人は、修学資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 条例第十三条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 条例第十三条第一項第一号に該当するとき(業務の従事先を変更したときを除く。) 当該事由が生じた日から七日以内に業務従事届(様式第十号)を提出すること。

二 条例第十三条第一項第一号に該当するとき(業務の従事先を変更したときに限る。) 当該事由が生じた日から七日以内に業務従事届(様式第十号)及び就業証明書(様式第十一号)を提出すること。

三 条例第十三条第一項第二号に該当するとき 毎年四月三十日までに就業状況届(様式第十二号)を提出すること。

四 条例第十三条第一項第三号に該当するとき 当該事由が生じた日から七日以内に離職届(様式第十三号)を提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

貸付決定番号		特定地域看護師確保対策修学資金貸付申請書	
		年 月 日	
宮城県知事 殿		学校の所在地	
		名 称	
		学 年	
		申請者氏名	
		生 年 月 日	
		年 月 日 生	
		印	
特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第55号）に基づき修学資金の貸付けを受けたいので、同条例第5条の規定により関係書類を添えて申請します。			
本 籍	(〒 -)		
現住所	(〒 -)		
家族現住所	(〒 -)		
電話番号		緊急連絡先	
本人の履歴			
年 月	年 月	事 項	
年 月 月 月	年 月 月 月		
年 月 月 月	年 月 月 月		
年 月 月 月	年 月 月 月		
家族の状況			
続柄	氏 名	年 齢	職 業
			勤 務 先
			年 収 (税込)
			同・別居の別
			円
			円
			円
			円
			円
貸付に関する事項			
貸付申請月額	円	貸付申請総額	円
貸付期間	年 月 月 月	年 月 月 月	円
貸付けを必要とする理由			
他種の修学資金の貸与状況	有・無	名 称	金 額
			月 額
卒業後の就業先希望			
第1希望	第2希望		

(保証人)

保 証 人 と な る 予 定 の 者			
本 籍			
住 所			
氏 名	生年月日		
電 話 番 号	本人との続柄		
勤務先等	名 称	住 所	電話番号
	年 収 (税込) 円		
本 籍			
住 所			
氏 名	生年月日		
電 話 番 号	本人との続柄		
勤務先等	名 称	住 所	電話番号
	年 収 (税込) 円		

申請者が貸付決定を受けた際には、特定地域看護師確保対策修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。

様式第2号 (第5条関係)

推 薦 書

年 月 日

宮城県知事 殿

本 籍 所 住 氏 名

年 月 日生

上記の者は、特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第55号）に基づく貸付けを受ける者として適当と認められるので推薦します。

学 校 長

印

様式第3号 (第6条関係)

保 証 人 変 更 願

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

次のとおり保証人の変更を承認してください。

承認された際には、新保証人は本人と連帯して特定地域看護師確保対策修学資金の償還の債務を負担します。

氏 名	本 籍	印 (続柄) (年 月 日生)
	住 所	
新	職 業	
	年 収	税込 円
旧	氏 名	印
	住 所	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類 新保証人の欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書

様式第4号 (第7条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金貸付決定通知書

年 月 日

学 校 名 _____

氏 名 _____

宮城県知事 _____ 印

決定番号 第 _____ 号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第55号）第7条の規定により、特定地域看護師確保対策修学資金（月額 _____ 円）を _____ 年 _____ 月 _____ 日から貸し付けることに決定しましたので通知します。

_____ 印

様式第5号 (第7条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

学 校 名 _____

氏 名 _____

宮城県知事 _____ 印

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第55号）第7条の規定により、特定地域看護師確保対策修学資金の貸付けを不承認と決定したので通知します。

様式第6号 (第10条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金償還明細書

年 月 日

宮城県知事 _____ 殿

決定番号 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____

保証人 _____

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

_____ 印

貸付けを受けた修学資金について、下記のとおり償還します。

償還総額	円	
償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 額
一 括	_____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ 円
提出理由	卒業 ・ 貸付停止（退学・辞退・その他）	
理由発生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	

様式第7号 (第10条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金償還方法変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住所 氏名 保証人 印

住所 氏名 保証人 印

住所 氏名 印

次のとおり、修学資金の償還方法を変更したいので、承認してください。

償還総額		
免除を受けた額		
償還済額		
新	償還期日	償還額 円
	償還期日	償還額 円
旧		
償還明細書提出年月日	年 月 日	

様式第8号 (第13条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金償還猶予申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住所 氏名 印

次のとおり、修学資金の償還を猶予されたいので、申請します。

借入金額	
償還猶予申請額	
希望猶予する期間	年 月から 年 月まで 月間
申請理由	
理由発生年月日	年 月 日
添付書類	

様式第9号 (第14条関係)

特定地域看護師確保対策修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住所 氏名 印

次のとおり、修学資金の償還を免除されたいので、申請します。

借 用 金 額	
償 還 免 除 申 請 額	
貸 付 期 間	年 月 から 年 月 まで 月
申 請 の 理 由	
添 付 書 類	

様式第10号 (第16条関係)

業務従事届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

本籍 住所 氏名 印

次のとおり業務に従事しました。

区 分	新卒 ・ 就業先の変更	
	登録番号	
新 卒	登 年 月 日	
	録 日	
就 業 先	名 称	
就 業 年 月 日		
添 付 書 類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書	
備 考		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設の長 印

様式第11号 (第16条関係)

就 業 証 明 書

決定番号 第 号

住 所
氏 名
電 話

印

就業施設名	
就業期間	年 月 日～ 年 月 日
休職期間	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

宮城県知事 殿

年 月 日

施設所在地

施設名

施設長

印

様式第12号 (第16条関係)

就 業 状 況 届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住 所
氏 名
電 話

印

年 月 から 年 月 までの就業状況は以下のとおりです。また、
4月1日において継続して業務に従事しています。

就 業 先	
所 在 地	
休 職 状 況※	

※上記の期間内に休職期間がある場合は、記入願います。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施 設 名

施設長名

印

様式第13号 (第16条関係)

離 職 届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

次のとおり業務に従事しなくなりました。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
離 職 年 月 日	年 月 日
就 業 先	所 在 地
	名 称
離 職 の 理 由	